

(2) 沖縄県立開邦高等学校職員の勤務時間の割り振りに関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振りに関する規則（昭和47年教育委員会規則第22号）第3条の規定に基づき、沖縄県立開邦高等学校に勤務する職員の勤務時間の割り振りに関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は休憩時間を除き次のとおりとする。

月曜日から金曜日まで 午前8時40分から午後5時10分まで

(休憩時間)

第3条 職員の休憩時間は次のとおりとする。

午後12時30分から午後1時15分まで

(勤務を要しない日)

第4条 土曜日・日曜日は勤務を要しない日とする。

ただし、体育祭、学園祭その他恒例の行事計画の実施のため止むを得ない場合は、土曜日・日曜日を勤務を要する日とし、土曜日・日曜日以外の日を勤務を要しない日として臨時に振替えるものとする。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(3) 警備員等の勤務時間の割り振りに関する規程

第1条 この規程は、沖縄県立開邦高等学校職員の勤務時間の割り振りに関する規程第5条の規定に基づき、警備員等現業職員の勤務時間の割り振りを定める。

第2条 警備員の勤務時間は、次のとおりとする。

1 学校警備員の勤務は

- (1) 月曜日から金曜日までは、

午前6時45分から午前8時15分まで
午後5時30分から午後8時まで
- (2) 土曜
日曜・祝祭日は、

午前9時から午後5時まで
午前9時から午後2時まで
- (3) 休業中
 - ①講座期間中は、

午前7時00分から午前8時15分まで
午後5時15分から午後7時00分まで
 - ②講座のない平日、

午前7時30分から午前8時30分まで
午後5時00分から午後6時00分まで
 - ③講座のない休日、

午前9時00分から13時00分まで

- (4) 年末年始 年末(12月29日から12月31日)と年始(1月1日から1月3日)は閉校とする。

2 学寮警備員の勤務は、午後11時から翌朝午前5時までとし、この間に2時間の仮眠をとる。

第3条 調理員の勤務は、早番、遅番の交替勤務とし、勤務時間は原則として次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までの勤務は、早番は午前6時から午後6時まで、遅番は午前8時から午後8時までとし、この間に午前2時間、午後2時間の休憩時間をとる。

- (2) 土曜・日曜・休日の勤務は、第3条の(1)に準ずる。

附 則

この規程は、昭和61年4月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。